

# 山添村農業委員会だより



平成25年に山添村へ移住し新規就農をされた植下夫妻。安心安全でおいしいお茶作りを目指し、無農薬・無肥料に挑戦されています。

会長あいさつ

山添村農業委員会

会長 井岡正守

今年の秋の収穫には、雨天続きのため大変ご苦労されたこととお察し申しあげます。自然相手の農業にとって今年の天候には大変厳しいものがあります。

日頃は何かと農業委員会の活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十七年の農業委員会に関する法律の改正に伴い組織改革が行われてまいりました。当委員会も平成二十九年に組織改革を行い、農業委員十四名に加え、農地利用最適化推進委員十名を新設いたしました。農家の皆様方の経営相談や農地転用、耕作放棄地の解消、担い手の確保等の活動をしております。中でも耕作放棄地の対応については頭を悩ませております。当委員会でも耕作放棄地解消モデル地区として菅生地区でミヨウガの栽培を実施しております。

今後とも農業委員会の活動にご理解ご協力をお願い申し上げ、第3号発刊のあいさつとさせていただきます。

発行 山添村農業委員会

〒630-2344

電話 0743-85-0046

編集 農業委員会だより編集委員会

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

FAX 0743-85-0472

## 農地パトロール



農業委員会では、無断転用、耕作放棄地の発見や農地が適切に利用されているかを確認するため各地区の担当委員と事務局が毎年九月から十月に農地パトロールを実施しています。

最近特に目立つて増えているのが鳥獣被害による耕作意欲の減退、高齢化・後継者不足による耕作放棄です。

農業委員会では発見された耕作放棄地の所有者に意向調査を実施し、その結果を踏まえ、農地の有効活用や農地中間管理機構の利用を促し、耕作放棄地の発生防止や解消に役立てています。

今後は農地中間管理機構と連携し、担い手への農地のあつせんを行い、また耕作放棄地の早期発見と解消に向け農地パトロールの強化に努めていきますのでご理解ご協力をお願いします。

## 保育園・小学校で大豆の種まき指導



児童と「大豆の種まきみそ作り体験」を行ない交流を深めてきました。ポツトに可愛い手で慎重に種をまく姿は実際に微笑ましいものです。

今年は小学校からも三年生の国語の授業「姿をかえる大豆」

の学習を通して学びたいとの声があり、児童と一緒に種まきをしました。二月にはみそ作りも予定しています。

体験を通して、自然の恵みに感謝することころを育み、手作りの楽しさや食べる喜びを味わってくれることを願っています。

また「農と食」への関心を深めるとともに地産地消の推進も図っていきたいと思っています。

本委員会では「人・農地プラン」の作成を推進しています。「人・農地プラン」は地域の人と農地の課題を解決するための未来の設計図です。各委員が担当地区の農業者を集め、地区で今後の人と農地の問題について話し合いを行っています。

現在、村内では十八地区で十三プランを作成しています。

(室津・松尾・桐山・的野・北野・春日・上津・下津・遅瀬・広代・勝原・岩屋・毛原・切幡・伏拝・助命・箕輪・堂前)

プランを作成することで、地域の農地の状況を把握でき、課題を共有することができます。皆さんも話し合いに参加してください。

## 人・農地プランの検討

## 耕作放棄地の解消



三年前から耕作放棄地解消モデル地区としてミョウガの栽培を行ってきました。農業委員会として栽培を続けることとなり全員で畑の復旧を行うとともに、新しく苗を植え、鳥獣対策として、防護柵を設置しました。

ミョウガは比較的簡単に栽培することができます。当委員会では年に二回の草引きのみで収穫をしています。簡単に栽培できるミョウガを皆さんも、栽培してみませんか。

## ミョウガの栽培を始めてみませんか？

ミョウガは自生もしている強い植物で、栽培は難しくありません。日陰で育つうえに病気や虫に強いので比較的簡単に育てることができ、一度植えると放っておいても地下茎で増え、3~5年は収穫することができるコストパフォーマンスの良い野菜です。

### 【苗の価格】

250円/kg (通常500円/kgのところ今回に限り半額補助)

### 【申込方法】

購入を希望される方は1月10日(木)までにお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ申し込みをしてください。



### 参考

- 平成30年は農業委員会では、60m<sup>2</sup>(4m×15m)で約30kg収穫でき、370円/kgで出荷しました。
- 10m<sup>2</sup>あたり約10kgの植付が目安です。
- 農業委員会では毎年9月に出荷しており、収穫したミョウガは農業委員会と一緒に出荷可能です。
- ミョウガは、半日陰と湿った土壤を好みます。

# 人・農地プランってなあに？

農業委員さんに聞いてみよう！

おにいさん

農業委員さん

おにいさん

農業委員さん

おにいさん

おにいさん

農業委員さん

うーん、困ったなあ。

人・農地プランってなんだい？

ううん。地区の農業の状況は毎年変わっていくよね。だから、その地区の状況に合わせたより良いプランにしていくためにも、継続して話し合う必要があるんだ。

でも、みんなと話し合つてみよう。

おにいさん

おにいさん

近所の人から後継ぎ

がいないから畠の耕作をしてくれないかつて相談されたんだ。でも、自分の農地を耕作するのに手一杯で、希望を叶えてあ

げられなくてね。

おにいさん

おにいさん

おにいさんだけで解決するのは難しい

おにいさん

おにいさん

いいと思うよ。

おにいさん

山添村では18地区で13のプランを作つ

ていいよ。でもまだできていない地区もあるんだ。

おにいさん

おにいさん

でも、みんなで集まる機会がなかなかないなあ。

おにいさん

そうだつたんだ。じゃあ、もう話し合つ

それなら人・農地プランがあるよ。そんでみんなと話し合つてみよう。



# 農地利用の最適化ってなあに？

おねえさん

農地利用最適化推進委員って？

農地利用最適化推進委員さん

去年から新しく創設された、農地利用の最適化を担当地区で推進していく委員のことなんだ。

おねえさん

そもそも農地利用の最適化っていうのはなあに？

農地利用最適化推進委員さん

農地利用の最適化の一つには担い手への集積・集約化があるんだよ。

おねえさん

私のお父さんも先月、農地中間管理機構を利用して農地を借り受けたんだけど、そういうのも含まれるの？

農地利用最適化推進委員さんに聞いてみよう！

おねえさん

農地利用最適化推進委員さん

农地利用最適化推進委員さんに聞いてみよう！

農地利用最適化推進委員さん

そうだね。推進委員は、おねえさんの

お父さんのように農業経営を拡大しようとしている人に農地中間管理機構の活用

を促したり、農地の出し手とのマッチングをするんだ。

おねえさん

でも、そんなに簡単に農地の出し手が見つかるの？

農地利用最適化推進委員さん

そのためにも推進委員は、ふだんから農地パトロールを行って、耕作されていない

地を始めようとしている人たちの相談にのつて、農地の出し手との橋渡しをしたりするんだ。それも農地利用の最適化の一つなんだよ。

おねえさん

遊休農地があれば、その農地の所有者に話を聞いて、貸し出しを勧めたりもするんだ。

農地利用最適化推進委員さん

推進委員さんは、いろいろな仕事があるのね。私の家の近くにも推進委員さんはいるのかな？

農地利用最適化推進委員さん

もちろんだよ。山添村では10人の推進委員がそれぞれの地区で活躍しているんだ。

おねえさん

うん。それと同時に遊休農地が発生しないように指導をしていくのも大切な役割なんだよ。

農地利用最適化推進委員さん



そうなんだ。お父さんにも教えてあげようっと。

農業委員・農地利用最適化推進委員（推進委員）・担当地区の紹介

推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	農業委員	推進委員	
東久保吉永	木寅久	福西英文	奥西守	田中守	岡田明由	坂口信広	山村玲子	森浦崇剛	辰巳政幸	井岡正守	川波多一	廣岡典子	福山若仁	浦崎彰夫	馬場隆義	井ノ尾康正	今中常雄	中光啓幸	中岡宏美
大塩	堂前	伏拝助命・箕輪		岩屋・毛原		切幡	三ヶ谷・勝原	片平・葛尾	吉田・広瀬・鶴山	中峰山・広代		上津・下津・遅瀬		春日・大西・菅生		北野	室津・松尾・桐山	的野・峰寺	

農業委員会の改正について

農業委員会に関する法律の改正により、

- 新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。
- 農地利用の最適化が必須業務として明確化されました。



農地利用  
の最適化  
とは…

- ◇ 担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ◇ 遊休農地の発生防止・解消
- ◇ 新規参入の促進

積極的に  
推進する  
ために

農地利用最適化推進委員が  
新設されました。

農地利用最  
適化推進委  
員の役割

担当地域において

- 地域農業者等の話し合いを推進
- 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 遊休農地の発生防止・解消を推進

山添村農業委員会では農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となって、農地利用の最適化を進めていきます。

【農地に関する権利移動や転用する場合は農地法の許可が必要です】

農地に関する権利移動や転用する場合は農地法の許可が必要です

農地を売買・貸し借りする場合や、駐車場・植林・住宅用地・資材置場・倉庫など農地以外の用途に変更するときは、農業委員会の許可が必要です。

◇ 農地を耕作目的で売買や貸し借りする場合（農地法第3条申請）

◇ 農地を駐車場・植林等で転用（用途変更）する場合（農地法第4条・5条申請）

農地を貸  
したい方  
借りたい方を募集

（公財）なら担い手・農地サポートセンターでは、農地の出し手（貸したい方）から農地を借り受け、受け手（借りたい方）にマッチングします。

【お問い合わせ先】

公益財団法人

なら担い手・農地サポートセンター

〒634-0065

橿原市畠傍町53番地  
☎0744-21-5020

編集後記

例年になく大きな台風も上陸し秋の収穫も苦労されたことと想います。

今回の第3号だよりでは、実践活動と「農地利用の最適化」「人・農地プラン」についての一問一答形式を掲載しました。

来年も、農業委員と新たに創設された農地利用最適化推進委員が協力し合い取り組んでいきます。よろしくお願いいいたします。

【編集委員】

福山若仁・色雲辰樹・山村玲子  
増尾壽夫・今中常雄